

第2章 水質汚濁

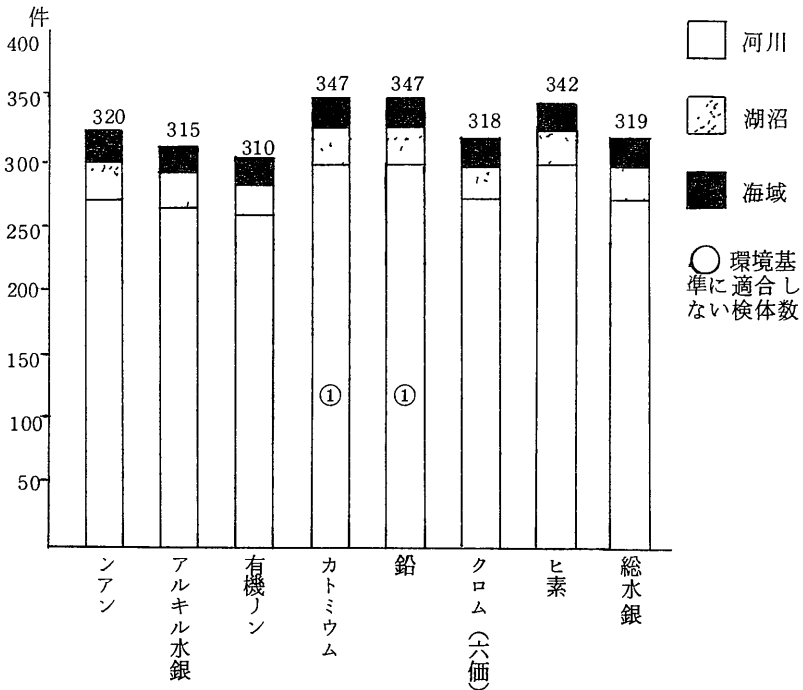
第1節 水銀汚濁の現況

(1) 健康項目

健康項目について12河川（千代川水系、天神川水系、日野川水系、旧加茂川、蒲生川、塩見川、河内川、勝部川、由良川、加勢蛇川、阿弥陀川、佐陀川）101地点2186検体、4湖沼（湖山池、東郷池、多鯰ヶ池、中海）15地点240検体並びに2海域（美保湾、日本海沿岸）16地点192検体合計2618検体の調査を行った。

このうち環境基準不適合検体は2検体で不適合率0.08パーセントであった。この2検体はカドウムと鉛でカドウムが347検体中1検体環境基準を超えていた。

図8 公用水域の健康項目の測定件数と環境基準不適合件数



環境基準不適合内容

不適合内容	不 適 合 地 点	原 因
カドミウム 0.013 ppm	鉾山川県営ダム下（蒲生川水系荒金川支流）	旧岩美鉾山
鉛 0.29 ppm	旧加茂川灘町橋	工事 事業費

(2) 生活環境項目

ア 河 川

a 三大河川

千代川 千代川の水質を年平均値でみればPH 6.7～7.0、DO 9.2～11.0 ppm、BOD 0.8～1.5 ppm、SS 3.5～7.7 ppmである。BODについてみれば上流部の毛谷 0.8 ppm、市瀬、佐貫、稲常、源太橋ではいずれも 0.9 ppm、行徳 1.2 ppm、秋里 1.3 ppm、賀露 1.5 ppmと都市部の下流で若干汚濁している。千代川に流入する八東川（米岡、万代寺、岸野）は 0.8～1.0 ppmで清浄な河川といえるが私都川（下門尾）は 1.3 ppmで若干汚濁している。

千代川は有富川合流点から上流は類型AA、下流は類型Aの環境基準が定められており、測定結果を環境基準と比べてみると類型AA及びAの水域共にPH、DO、BOD、SSは環境基準を満足していえるが大腸菌群数については類型AA、Aの水域共環境基準を満足していない。

水質汚濁状況を昭和48年度と昭和49年度のBODで比較すると上流部（毛谷 0.7→0.8 ppm、市瀬 0.7→0.9 ppm）及び八東川（岸野 0.5→0.8 ppm、万代寺 0.7→1.0 ppm、米岡 0.7→1.0 ppm）とわずかに悪化しているが、佐貫から下流（佐貫 1.2→0.9 ppm、稲常 1.0→0.9 ppm、秋里 1.4→1.3 ppm、賀露 2.0→1.5 ppm）は行徳（1.1→1.2 ppm）を除いてわずかにきれいになっている。

天神川 天神川の水質はPH 6.8～6.9、DO 9.3～10.8 ppm、BOD 0.5～3.0 ppm、SS 2.9～6.3 ppmである。BODについてみれば上流部の穴嶋 0.5 ppm、今泉 0.6 ppm、大原 0.9 ppmで水質は清浄であるが、それより下流の小田では 3.0 ppm、最下流部の田後 1.6 ppmと汚濁している。天

神川に流入する小鴨川は巖城で11ppmであるものそれより上流（河原町、関金、今西）は0.8～0.9ppmで清浄である。三徳川（横手）は上流部に三朝温泉街があるが0.8ppmで水質は清浄である。加茂川は森で0.6ppmと水質は清浄である。

天神川は小鴨川合流点から上流は類型AA、下流は類型Aの環境基準が定められており測定結果を環境基準と比べてみると類型AAの水域ではPH、DO、SSは環境基準を満足しており BODは穴鴨、今泉では環境基準を満足しているものの大原では、23回測定のうち6回環境基準を満足していない。類型Aの水域ではPH、DO、SSは環境基準を満足しているが BODは田後で環境基準を満足しているものの、小田では37回測定のうち23回環境基準を満足していない。

なお、大腸菌群数については類型AA、Aの水域共環境基準を満足していない。

水質汚濁状況を昭和48年度と昭和49年度のBODで比較すると上流部（穴鴨0.6→0.5ppm、今泉0.6→0.6ppm、大原1.2→0.9ppm）と水質はきれいになっているが 下流（小田2.9→3.0ppm）は悪化し、最下流（田後2.1→1.6ppm）はきれいになっている。支流の小鴨川（巖城1.5→1.1ppm、河原町0.8→0.9ppm、関金0.9→0.8ppm、今西0.7→0.8ppm）は水質の変化は少ないが、三徳川（横手1.0→0.8ppm、片柴0.7→0.5ppm）はきれいになっている。

日野川 日野川の水質はPH6.8～7.1、DO9.7～10.9ppm、BOD0.5～1.3ppm、SS2.4～18.4ppmである。BODについてみれば上流部の矢戸0.5ppm、生山0.8ppm、下榎0.8ppm、溝口0.8ppm、八幡0.7ppmで水質は清浄である。下流部の車尾1.2ppm、皆生1.3ppmと多少汚濁している。日野川に流入する板井原川（高尾）は0.6ppmで清浄であるが法勝寺川は法勝寺1.0ppm、福市1.7ppmで下流部で汚濁している。

日野川は日野橋から上流は類型AA、下流は類型Aの環境基準が定められており、測定結果を環境基準と比べてみると類型AA及びAの水域共にPH、DO、BOD、SSは環境基準を満足しているといえる。

なお、大腸菌群数については類型AA、Aの水域共環境基準を満足していない。

水質汚濁の現状を昭和48年度と昭和49年度のBODで比較すると2地点（溝口0.7→0.8ppm、生山0.7→0.8ppm）はわずかに悪化しているが、その他の地点（下榎0.9→0.8ppm、八幡2.0→0.7ppm、車尾1.6→1.2ppm、皆生2.2→1.3ppm）ではきれいになっている。支流の法勝寺川（福市2.4→1.7ppm）はきれいになっている。

図-9 三大河川の水質（生物学的酸素要求量BOD）測定結果

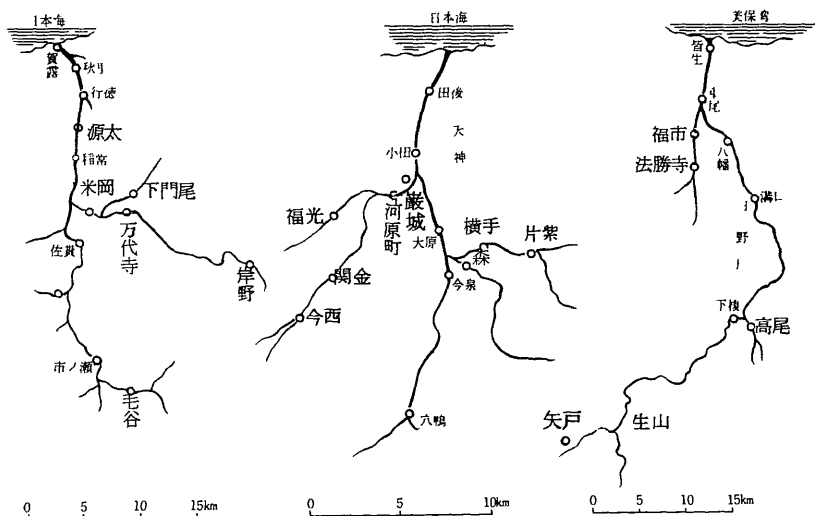
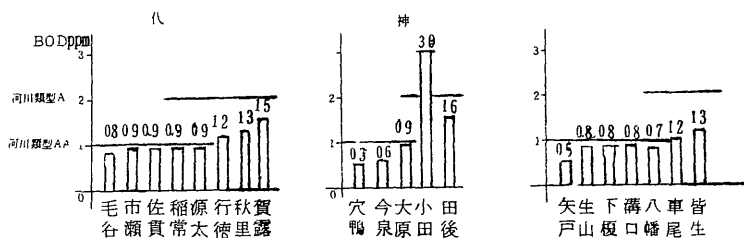
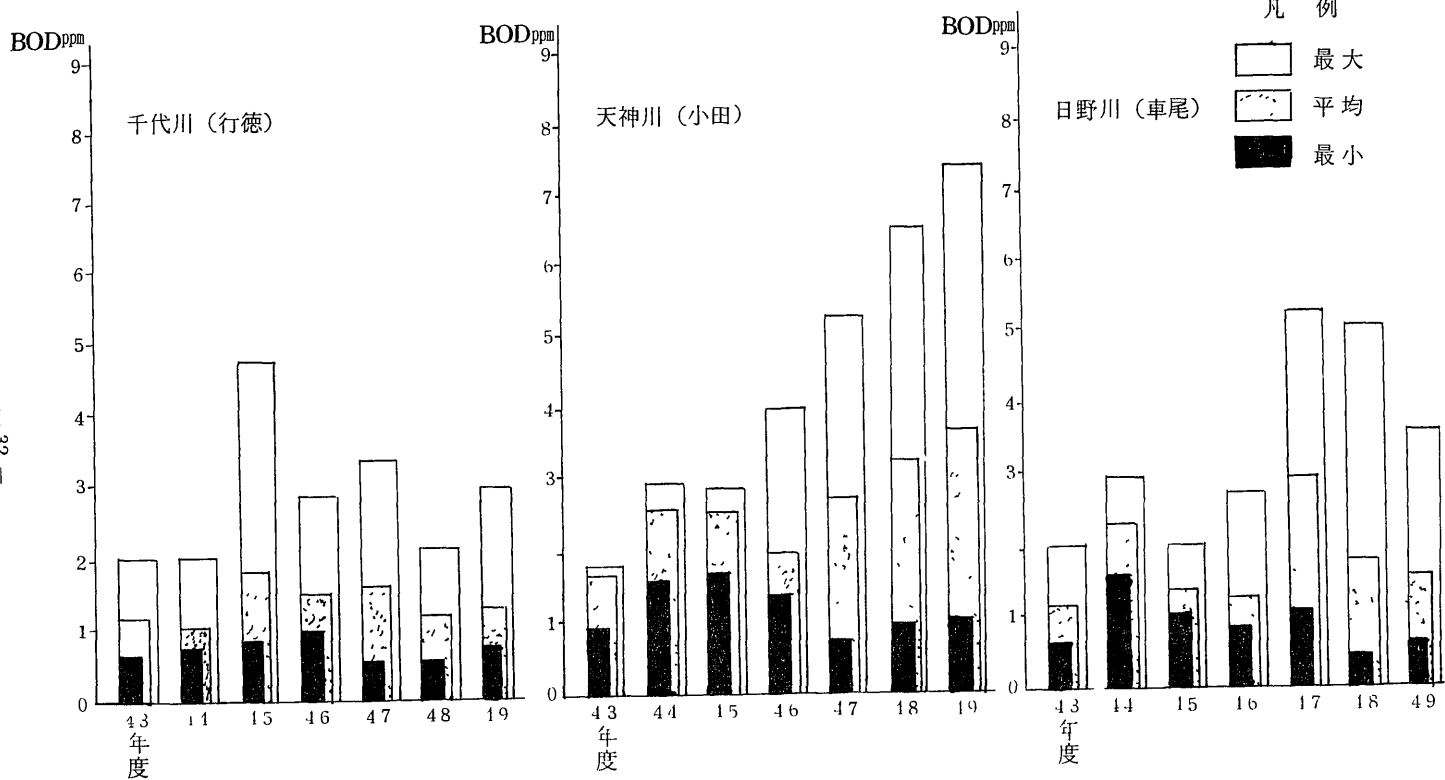


表 1 9 三大河川の水質測定結果表

河川名		地点名	調査回数	PH	DO ppm	BOD ppm	SS ppm	大腸菌群数 MPN/100 ml
千代川水系	千代川	賀露	12	70	92	15	66	$22 \times 10^3 \sim 1.6 \times 10^5$
		秋里	32	68	101	13	64	$1.1 \times 10^3 \sim 1.7 \times 10^5$
		行徳	24	69	105	12	77	$4.9 \times 10^2 \sim 7.1 \times 10^4$
		源太	12	69	110	09	39	$1.3 \times 10^2 \sim 9.2 \times 10^3$
		稲常	12	69	105	09	51	$4.5 \times 10^2 \sim 1.1 \times 10^4$
		佐貫	12	69	10.5	09	35	$7.9 \times 10^2 \sim 1.7 \times 10^4$
		市瀬	12	69	10.4	0.9	6.5	$7.9 \times 10^2 \sim 1.8 \times 10^5$
	毛谷	12	67	105	0.8	5.4	$4.5 \times 10^2 \sim 3.5 \times 10^4$	
	八東川	米岡	12	7.0	108	10	86	$2.3 \times 10^2 \sim 7.9 \times 10^3$
		万代寺	12	69	10.8	10	67	$4.9 \times 10^2 \sim 2.8 \times 10^4$
岸野		12	67	10.5	08	29	$1.1 \times 10^2 \sim 2.2 \times 10^4$	
私都川	下門尾	12	69	10.4	13	110	$1.4 \times 10^3 \sim 3.5 \times 10^4$	
天神川水系	天神川	田後	47	68	104	16	47	$4.9 \times 10^1 \sim 9.2 \times 10^4$
		小田	37	69	93	30	63	$4.9 \times 10^2 \sim 9.2 \times 10^4$
		大原	23	69	108	09	32	$1.3 \times 10^1 \sim 9.2 \times 10^4$
		今泉	23	68	106	06	37	$4.5 \times 10^1 \sim 3.3 \times 10^5$
		穴鴟	12	68	105	0.5	29	$4.9 \times 10^1 \sim 3.5 \times 10^3$
	小鴨川	巖城	23	70	110	11	38	$1.1 \times 10^2 \sim 2.4 \times 10^5$
		河原町	23	70	107	0.9	39	$1.7 \times 10^2 \sim 5.4 \times 10^4$
		関金	23	70	10.3	08	33	$4.9 \times 10^1 \sim 3.5 \times 10^4$
		今西	12	71	10.3	08	44	$7.8 \times 10^1 \sim 1.1 \times 10^4$
	国府川	福光	23	70	103	1.0	6.5	$7.0 \times 10^2 \sim 5.4 \times 10^4$
三徳川	横手	12	69	84	0.8	42	$1.7 \times 10^3 \sim 3.5 \times 10^4$	
	片柴	12	6.9	10.4	05	29	$2.3 \times 10^2 \sim 3.5 \times 10^4$	
加茂川	森	12	67	103	05	36	$1.1 \times 10^2 \sim 3.3 \times 10^3$	
日野川水系	日野川	皆生	47	69	9.7	13	61	$1.1 \times 10^2 \sim 2.4 \times 10^5$
		車尾	49	7.0	102	12	109	$3.3 \times 10^2 \sim 9.2 \times 10^4$
		八幡	35	71	109	0.7	3.3	$4.5 \times 10^1 \sim 9.2 \times 10^3$
		溝口	35	6.8	107	08	53	$4.5 \times 10^1 \sim 9.5 \times 10^3$
		下榎	12	6.9	10.4	0.8	18.4	$2.2 \times 10^2 \sim 7.0 \times 10^3$
		生山	12	7.0	105	08	49	$7.8 \times 10^1 \sim 3.5 \times 10^4$
		矢戸	12	6.9	10.5	0.5	2.4	$7.8 \times 10^1 \sim 7.0 \times 10^3$
	法勝寺川	福市	23	69	10.2	17	174	$1.3 \times 10^3 \sim 9.2 \times 10^4$
		法勝寺	35	69	10.4	10	93	$3.3 \times 10^2 \sim 3.5 \times 10^4$
		板井原川	高尾	12	69	102	0.6	20

図10 三大河川の水質の経年変化



b 都市河川

鳥取市の旧袋川、倉吉市の玉川、米子市の旧加茂川の水質をBODでみれば旧袋川は年平均10～98ppm、最高155（丸山橋）、玉川は年平均0.6～18.6ppm、最高55.8ppm（明倫小学校前）、旧加茂川は年平均16.1～21.3ppm、最高44.1ppm（土橋）であり、都市河川はいずれも著しく汚濁している。

都市河川の水質を昭和48年度と昭和49年度のBODで比べてみると、旧袋川の水質は昭和48年度の最高値190ppmに比べて昭和49年度は155ppmと低くなっているが平均値で見ると昭和48年度（11～93ppm）より相対的にわずかに悪化している。

玉川の水質は昭和48年度の最高値85.2ppmに比べて昭和49年度55.8ppmと低くなっており 平均値も昭和48年度（0.7～25.1ppm）よりきれいになっている。

旧加茂川の水質は昭和48年度の最高値84.6ppmに比べて昭和49年度44.1ppmと低くなっており平均値も昭和48年度（17.5～37.6ppm）よりかなりきれいになっている。

図11 都市河川のBOD測定結果図

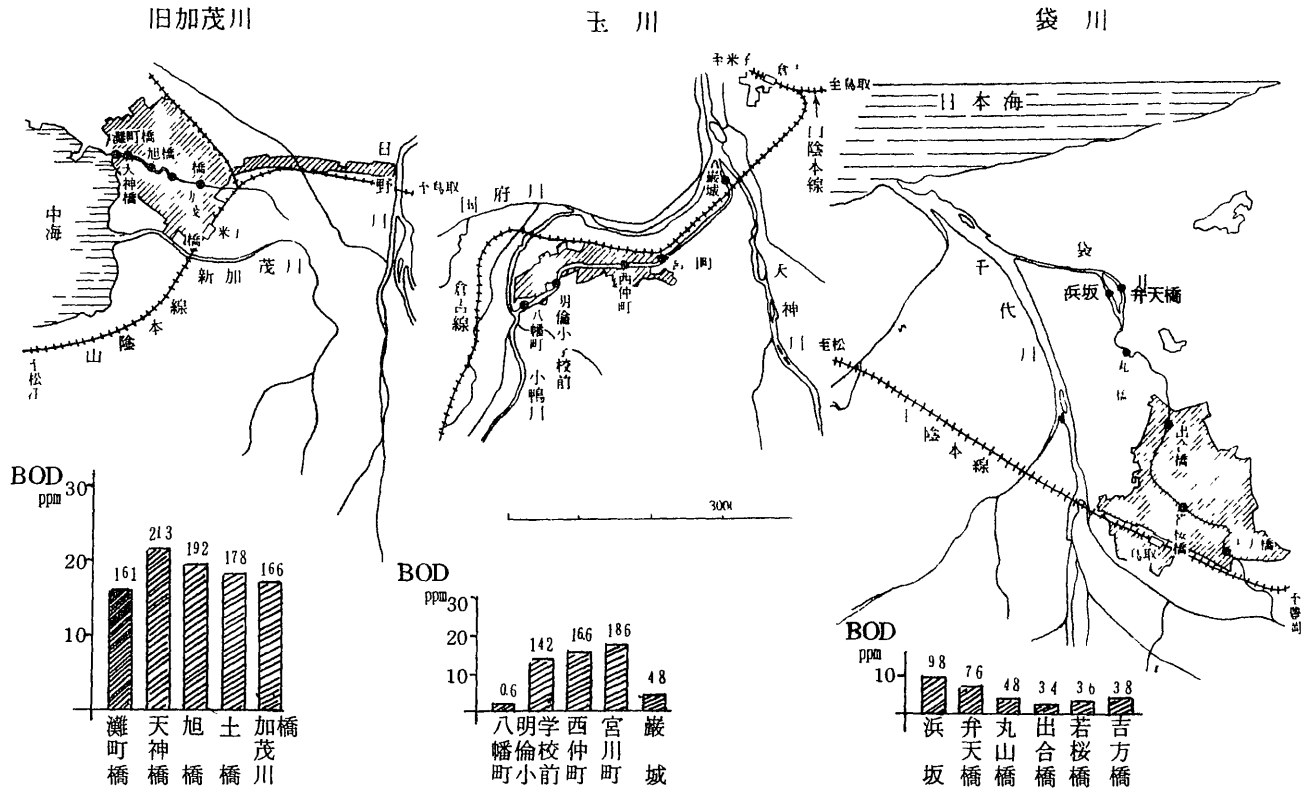


表 2 0 都市河川の水質測定結果表

河川名	地点名	調査回数	PH	DO _{ppm}	BOD _{ppm}	SS _{ppm}	大腸菌群数 MPN/100 ml
旧 袋 川	浜 坂	12	6.9	4.8	98	24.2	$16 \times 10^5 \sim 2.4 \times 10^5$
	弁天橋	19	6.4	4.8	76	12.9	$54 \times 10^4 \sim 1.8 \times 10^6$
	丸山橋	19	6.4	5.9	4.8	11.7	$49 \times 10^3 \sim 2.4 \times 10^5$
	出合橋	30	6.6	7.5	34	17.4	$28 \times 10^3 \sim 2.4 \times 10^5$
	若桜橋	20	6.5	7.8	3.6	13.4	$9.2 \times 10^3 \sim 3.5 \times 10^5$
	吉方橋	18	6.5	8.3	38	15.0	$7.9 \times 10^3 \sim 2.4 \times 10^5$
玉 川	巖 城	12	6.8	6.6	48	4.6	$1.3 \times 10^4 \sim 2.4 \times 10^5$
	宮川町	12	7.0	5.2	18.6	57.0	$5.4 \times 10^4 \sim 9.2 \times 10^5$
	西仲町	12	6.9	7.5	16.6	27.4	$2.3 \times 10^2 \sim 2.4 \times 10^5$
	明倫 小学校前	12	6.9	8.6	14.2	15.5	$4.9 \times 10^3 \sim 1.6 \times 10^5$
	八幡町	12	7.1	10.1	0.6	3.2	$3.3 \times 10^2 \sim 2.2 \times 10^4$
旧 加 茂 川	灘町橋	9	6.7	4.0	16.1	16.9	$9.2 \times 10^3 \sim 9.2 \times 10^5$
	天神橋	12	6.8	4.2	21.3	21.2	$3.5 \times 10^4 \sim 7.9 \times 10^5$
	旭 橋	12	6.8	4.7	19.2	27.4	$2.4 \times 10^4 \sim 4.9 \times 10^5$
	土 橋	12	6.7	5.2	17.8	26.1	$1.3 \times 10^4 \sim 3.5 \times 10^5$
	加茂川橋	12	6.7	6.1	16.6	27.5	$1.3 \times 10^4 \sim 5.4 \times 10^5$

c 二級河川

県内の主要二級河川である蒲生川、塩見川、河内川、勝部川、由良川、加勢蛇川、阿弥陀川、佐陀川の各3地点について年4回行った調査結果をBODでみると蒲生川は中流の太田、恩志はいずれも17ppmとなっており河口に近い本庄では21ppmとなっている。塩見川は細川21ppm、海士2.7ppm、箭溪1.8ppmと汚濁している。河内川は宝木1.9ppm、宿1.7ppm、来日1.4ppmと汚濁している。勝部川は青谷2.3ppm、吉川1.3ppm、善田2.2ppmと汚濁している。由良川は瀬戸1.2ppm、穴沢0.9ppm、東亀谷0.8ppmと比較的清浄である。加勢蛇川は上伊勢0.6ppm、八反田0.5ppm、三本

杉 0.6 ppm と清浄である。阿弥蛇川は所子 1.1 ppm、坊領 1.8 ppm、原 1.8 ppm と比較的汚濁している。佐陀川は佐陀 2.1 ppm、吉長 1.8 ppm、福万 1.8 ppm と比較的汚濁している。

水質汚濁状況を昭和 48 年度昭和 49 年度の BOD で比較すると蒲生川 (0.6 ~ 1.4 → 1.7 ~ 2.1 ppm) 塩見川 (1.4 → 1.8 ~ 2.7 ppm)、河内川 (0.4 ~ 0.9 → 1.4 ~ 1.9 ppm) 勝部川 (0.7 ~ 1.5 → 1.3 ~ 2.3 ppm) 阿弥蛇川 (0.6 ~ 1.1 → 1.1 ~ 1.8 ppm) は昭和 48 年度に比べて水質は悪化している。

由良川 (0.6 ~ 2.5 → 0.8 ~ 1.2 ppm)、加勢蛇川 (0.6 ~ 2.2 → 0.5 ~ 0.6 ppm) は昭和 48 年度に比べて水質は良くなっている。佐陀川は 1.2 ~ 3.5 → 1.8 ~ 2.1 ppm となっている。

図 1 2 二級河川 BOD測定結果

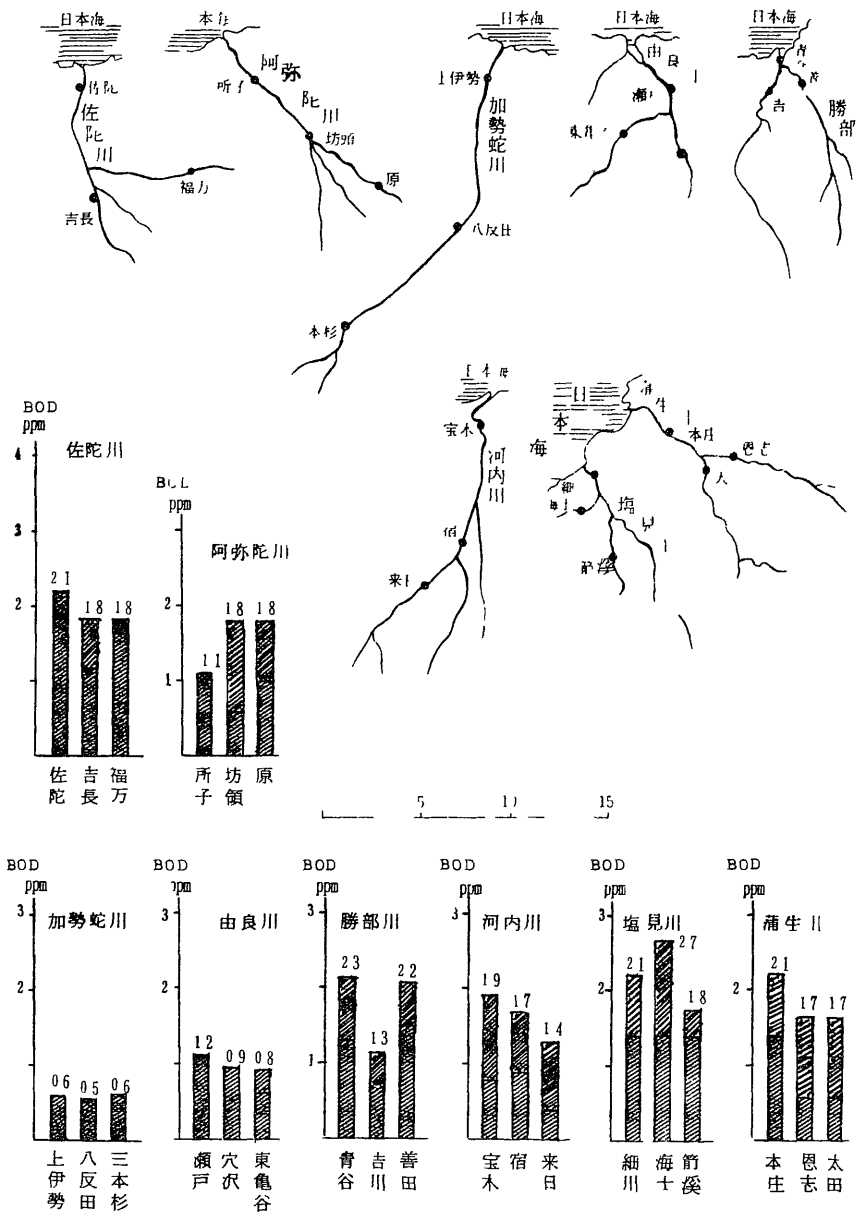


表 2 1 二級河川の水質測定結果表

河川名	地点名	調査回数	PH	DO ppm	BOD ppm	SS ppm	大腸菌群数 MPN/100 ml
蒲生川	本庄	4	6.3	97	21	4.6	45 ~ 54 × 10 ⁴
	恩志	4	6.4	10.1	17	3.9	70 × 10 ³ ~ 2.4 × 10 ⁴
	太田	4	6.2	9.1	1.7	3.7	18 以下 ~ 1.3 × 10 ⁴
塩見川	細川	4	6.4	9.4	2.1	10.2	1.4 × 10 ³ ~ 1.8 × 10 ⁴
	海士	4	6.2	6.6	2.7	1.18	4.9 × 10 ² ~ 9.2 × 10 ⁴
	箭溪	4	6.5	10.6	1.8	5.3	7.0 × 10 ² ~ 2.2 × 10 ⁴
河内川	宝木	4	6.3	9.3	1.9	1.30	1.6 × 10 ³ ~ 7.9 × 10 ³
	宿	4	6.4	8.0	1.7	4.8	1.1 × 10 ³ ~ 5.4 × 10 ⁴
	来日	4	6.6	10.2	1.4	2.5	3.3 × 10 ² ~ 1.7 × 10 ³
勝部川	青谷	4	6.3	7.9	2.3	9.5	7.9 × 10 ³ ~ 2.4 × 10 ⁵
	吉川	4	6.6	10.7	1.3	4.7	1.3 × 10 ² ~ 1.3 × 10 ⁴
	善田	4	6.5	9.5	2.2	7.9	1.2 × 10 ² ~ 1.6 × 10 ⁵
由良川	瀬戸	4	6.7	8.7	1.2	1.33	2.3 × 10 ² ~ 7.0 × 10 ³
	穴沢	4	6.7	8.5	0.9	1.83	4.9 × 10 ² ~ 9.3 × 10 ⁴
	東亀谷	4	6.9	9.4	0.8	8.4	1.4 × 10 ³ ~ 1.3 × 10 ⁴
加勢蛇川	上伊勢	4	7.0	9.8	0.6	2.6	3.3 × 10 ² ~ 1.4 × 10 ⁴
	八反田	4	7.1	10.1	0.5	5.9	4.5 × 10 ² ~ 1.7 × 10 ³
	三本杉	4	7.0	10.2	0.6	25.6	1.7 × 10 ² ~ 7.9 × 10 ³
阿弥陀川	所子	5	7.1	9.6	1.1	3.7	1.7 × 10 ² ~ 4.9 × 10 ⁴
	坊領	5	7.0	9.1	1.8	3.2	1.1 × 10 ² ~ 1.1 × 10 ⁴
	原	5	7.2	9.5	1.8	6.1	1.7 × 10 ² ~ 1.7 × 10 ⁴
佐陀川	佐陀	5	6.7	9.1	2.1	1.66	3.1 × 10 ³ ~ 1.4 × 10 ⁵
	吉長	5	6.7	8.9	1.8	7.7	4.9 × 10 ² ~ 3.5 × 10 ⁵
	福万	5	7.3	9.7	1.8	3.9	7.9 × 10 ² ~ 3.3 × 10 ⁴

イ 湖 沼

a 湖 山 池

湖山池の水質は 4 地点の平均値は PH 7.4 ~ 7.5 DO 9.3 ~ 9.6 pp

COD 50～56ppm、SS 73～102ppmで各地点の水質の差は少なく池全体が汚濁している。

湖山池は類型Aの環境基準が定められており、測定結果を環境基準と比べてみるとPH、DO、大腸菌群数は環境基準を満足しており、CODは48回検体のうち45検体が環境基準を満足しておらず平均値でみれば類型B～Cに該当している。

水質汚濁状況を昭和48年度と昭和49年度のCODで比較すると、昭和48年度54～59ppmが昭和49年度5.0～56ppmとなっており水質は良くなっている。

b 東郷池

東郷池の水質は、4地点の平均値はPH 8.4～8.5、DO 9.5～10.4ppm、COD 6.9～7.1ppm、SS 11.2～13.2ppmでPHは高いアルカリ性を示しているが、これはプランクトン発生による炭酸同化作用に起因すると考えられる。またCODでみれば汚濁が著しく県内で最も汚濁が進んでいる湖沼である。

東郷池は類型Aの環境基準が定められており、測定結果を環境基準と比べてみるとDOは環境基準を満足しているがPHは4地点計48検体のうち27検体、CODは48検体のすべてが環境基準を満足していない。CODの平均値でみれば類型Cに該当している。SSは48検体のうち42検体が環境基準を満足しておらず平均値でみれば類型Bに該当している。大腸菌群数は48検体のうち14検体が環境基準を満足していない。

水質汚濁状況を昭和48年度と昭和49年度のCODで比較すると昭和48年度7.8～8.2ppmが昭和49年度6.9～7.1ppmとなっており水質は良くなっている。

c 多鯰池

多鯰池の水質は、3地点の平均値はPH 6.7、DO 7.3～9.9ppm、COD 3.1～3.3ppm、SS 2.2～4.2ppmでCODでみれば汚濁された湖沼といえる。

水質汚濁状況を昭和48年度と昭和49年度のCODで比較すると昭和48年度3.8～3.9ppmが昭和49年度3.1～3.3ppmとなっており水質

は良くなっている。

d 中 海

中海の水質は、12地点の平均値で見るとPH7.8～8.3、DO6.9～9.2ppm、COD（アルカリ法で測定した7地点を除く。）2.9～6.1ppm、SS4.2～15.9ppmで、CODについてみれば米子湾中央部が最も汚濁しており年平均値6.1ppmである。

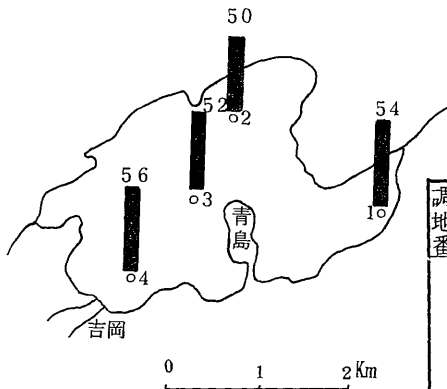
境水道中央部は年平均値2.9ppmで測定点の中で汚濁が少ない地点である。

中海は類型Aの環境基準が定められており、PHは環境基準を満足しているが、DOは174検体測定のうち67検体環境基準を満足していない。CODはアルカリ法による測定点を除く5地点計93検体のうち68検体が環境基準を満足しておらず、CODの平均値で見れば類型A～Cとなっている。

SSは12地点計93検体のうち39検体環境基準を満足しておらず、年平均値で見れば類型A～Cに該当している。大腸菌群数は12地点計168検体のうち39検体環境基準を満足していない。

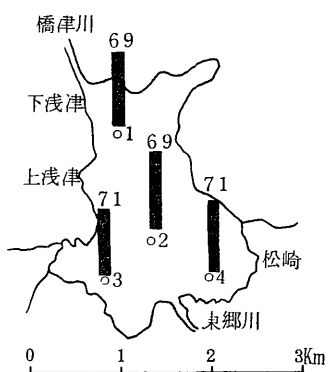
水質汚濁状況を昭和48年度と昭和49年度のCODで比較すると昭和48年度4.3～7.7ppmが昭和49年度2.9～6.1ppmとなっており水質は良くなっている。

図13 湖山池のCOD測定結果



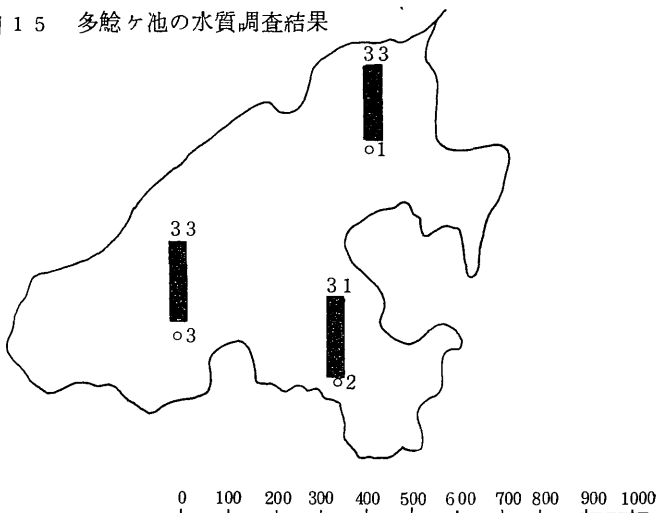
調査地点番号	調査回数	PH	DO ppm	COD ppm	SS ppm	大腸菌群数 MPN/100ml
1	12	7.4	9.6	5.4	10.2	18×10 以下 ~13×10 ⁴
2	12	7.4	9.4	5.0	7.8	2 ~35×10 ³
3	12	7.4	9.3	5.2	7.3	18 以下 ~79×10
4	12	7.5	9.4	5.6	10.0	18 以下 ~33 10 ²

図 1 4 東郷他のCOD測定結果図



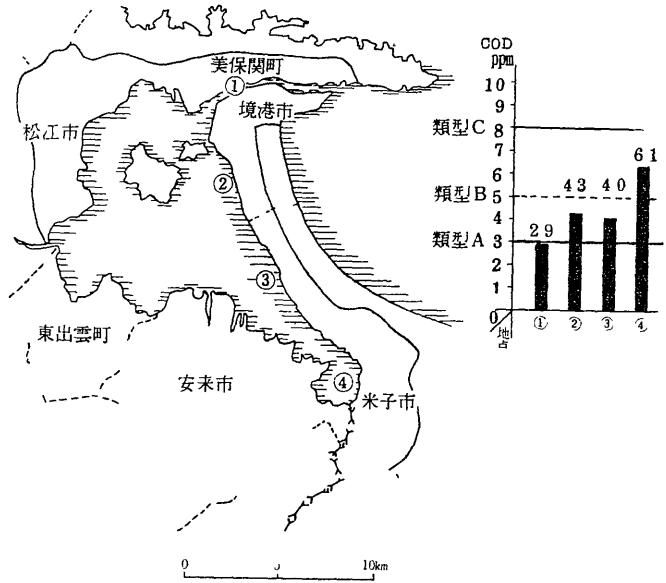
調査地点番号	調査回数	PH	DO ppm	COD ppm	SS ppm	大腸菌群数 MPN/100ml
1	12	85	104	69	127	18×10 以下 ² $\sim 79 \times 10^2$
2	12	85	95	69	132	1.8 以下 ³ $\sim 17 \times 10^3$
3	12	85	99	71	128	17×10 $\sim 49 \times 10^3$
4	12	84	96	71	112	14×10 $\sim 54 \times 10^4$

図 1 5 多鯨ヶ池の水質調査結果



調査地点番号	調査回数	PH	DO ppm	COD ppm	SS ppm	大腸菌群数 MPN/100ml
1	5	67	73	33	42	1.3×10 $\sim 78 \times 10$
2	5	67	99	31	22	13×10 $\sim 45 \times 10$
3	5	67	94	33	22	93×10 $\sim 17 \times 10^3$

図 1 6 中海の COD 測定結果



地点番号	調査回数	PH	DO ppm	COD ppm	SS ppm	大腸菌群数 MPN/100 ml
1	23	8.0	8.3	29	63	20~54×10 ³
2	12	8.3	7.1	43	50	18以下~7.0×10
3	23	8.0	7.8	40	72	18以下~24×10 ³
4	24	8.0	8.1	61	111	40×10~49×10 ⁴

ウ 海 域

a 美 保 湾

美保湾の水質は、8地点の年平均値はPH 8.3、DO 7.8～8.3ppm、COD 1.6～2.2ppm、油分不検出であり、CODについてみれば境水道が流入する境港市昭和町境港防波堤燈台の北方0.2kmが最も汚濁しており2.2ppm、日野川河口附近4地点1.6～2.1ppm、その他の3地点1.6～1.9ppmとなっている。

美保湾は境港外港湾計画水域は類型B、その他の水域は類型Aの環境基準に定められており、類型Bの水域はDO、COD、油分は全測定値が環境基準を満足しているがPHは1.2回測定のうち4回環境基準を満足していない。

類型Aの水域（7地点）はPHは8.4検体のうち2.0検体環境基準を満足していない。DOは8.4検体のうち1.7検体満足していない。CODは8.4検体のうち2.4検体環境基準を満足しておらず、特に境港市昭和町境港防波堤燈台の北方0.2km地点は1.2検体のうち6検体、日野川河口附近は4地点4.8検体のうち1.5検体環境基準を満足していない。CODの年平均値で見ると類型A～Bに相当している。大腸菌群数、油分は全測定点とも環境基準を満足している。

水質汚濁状況を昭和48年度と昭和49年度のCODで比較すると昭和48年度1.6～3.2ppmが昭和49年度1.6～2.2ppmとなっており水質は良くなっている。

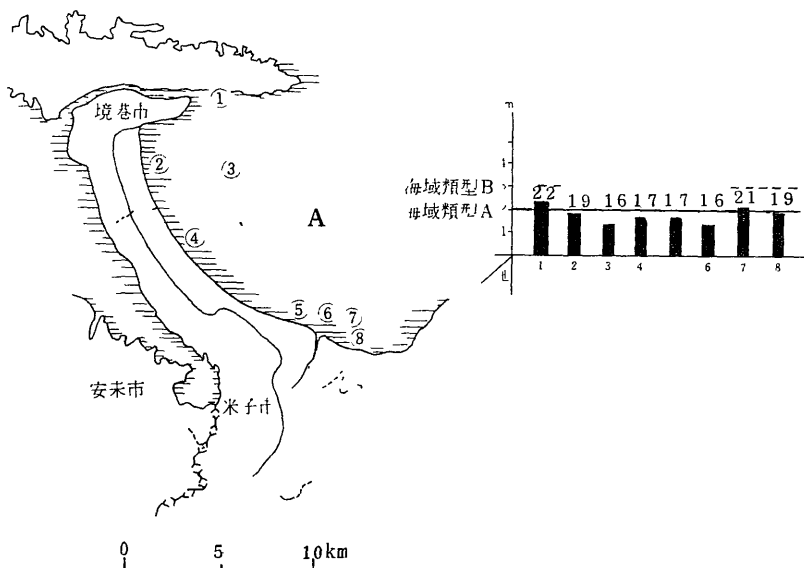
b 日本海沿岸海域

日本海沿岸海域の水質は距岸1kmの沖合8地点及び1.7海水浴場で測定を行ったが、距岸1kmの8地点ではPH 8.3、DO 7.9～8.2ppm、COD 1.4～1.8ppm、1.7海水浴場ではPH 7.9～8.2、DO 7.0～7.5ppm、COD 0.5～1.3ppm、油分不検出となっている。

日本海沿岸海域は類型Aの環境基準が定められており、距岸1km沖合8地点では、CODが5地点環境基準を満足していない。海水浴場ではPH、COD油分は環境基準を満足しているが、DOは1.7地点環境基準を満足していない。

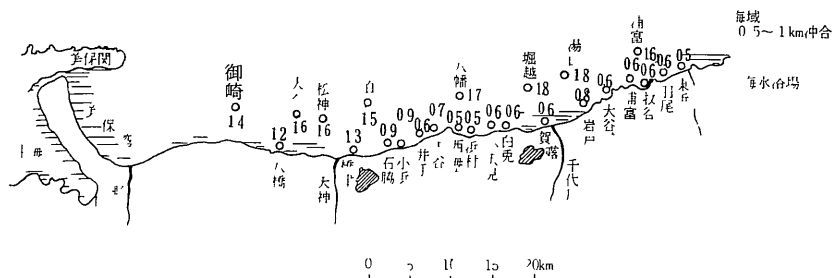
日本海沿岸海域の水質は、昭和48年度に比べて良くなっている。

図 17 美保湾の COD 測定結果図



調査地点番号	調査回数	PH	DO ppm	COD ppm	大腸菌群数 MPN/100 ml	油分 ppm
1	12	8.3	8.2	22	18以下~ 13×10^3	ND
2	12	8.3	8.0	19	$18 \sim 35 \times 10^3$	ND
3	12	8.3	8.0	16	18以下~ 23×10	ND
4	12	8.3	7.8	17	18以下~ 79×10^2	ND
5	12	8.3	8.1	17	18以下~ 24×10^5	ND
6	12	8.3	8.2	16	18以下~ 33×10^4	ND
7	12	8.3	8.3	21	18以下~ 16×10^4	ND
8	12	8.3	8.1	1.9	$18 \sim 92 \times 10^3$	ND

図 1 8 日本海沿岸海域の COD 測定結果図



第 2 節 水質汚濁防止対策

1 環境基準のあてはめ

水質汚濁に係る環境基準は昭和 4 5 年 4 月 2 1 日に閣議決定された。この環境基準は、人の健康保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する環境基準からなっている。

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域に一律に適用され、かつ、直ちに達成維持するものとされている。

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じて知事があてはめることとされており、県下の公共用水域のうち千代川、天神川、日野川、湖山池、東郷池、中海、美保湾及び日本海沿岸海域について、水質汚濁に係る環境基準の水域類型のあてはめを行い、これを水質保全行政の目標としている。

表 2 2 主要水域の環境基準

水 域 名	告 示 年月日	類 型	環境基準の 達成期間	基 準 値							
				PH	BOD	COD	SS	DO	大腸菌 群数	油分	
千代川上流(有富川との合流点から上流) 天神川上流(小鴨川との合流点から上流) 日野川上流(日野橋から上流)	46・9 14	河川	AA 直ちに達成 する。	6.5~ 8.5	ppm 1以下	ppm 25以下	ppm 25以下	ppm 7.5 以上	MPN 1000 以下	ppm	
千代川下流(有富川との合流点から下流) 天神川下流(小鴨川との合流点から下流) 日野川下流(日野橋から下流)	46・9 14	河川	A 直ちに達成 する。	6.5~ 8.5	2以下	25以下	7.5 以上	1000 以下			
湖山池全域 東郷池全域 斐伊川水系の中海及び境水道	46・9・14 47 10 31	湖沼	A 5年以内に 可及的速 やかに達成 する。	6.5~ 8.5		3以下	5以下	7.5 以上	1000 以下		
美保湾(画港施設内の海域)	48・3 20	海域	B 直ちに達成 する。	7.8~ 8.3		3以下		5 以上		検出さ れない こと。	
美保湾(その他の海域)		〃	A 5年以内に 可及的速 やかに達成 する。	7.8~ 8.3		2以下		7.5 以上	1000 以下	検出さ れない こと。	
鳥取県地先海域(美保湾を除く)	48・3 30	〃	A 直ちに達成 する。	7.8~ 8.3				7.5 以上	1000 以下	検出さ れない こと。	

2 環境基準達成のための施策

環境基準の類型あてはめを行った水域のうち、特に水質汚濁の進行が見られる湖山池と東郷池、中海、美保湾については5年以内に可及的速やかに環境基準を達成するための各種の施策を推進している。

表 2 3 湖山池、東郷池、中海及び美保湾の環境基準達成のための施策

施 策 の 名 称	湖山池	東郷池	中 海	美保湾
公共下水道の整備促進	○	○	○	○
工場・事業場の排水規制強化			○	○
し尿処理施設、家畜の飼養施設の適正な維持管理の強化	○	○	○	○
清掃事業の強化	○	○		
湖沼、河川の整備の推進	○	○	○	
浄化用水の導入	○	○		
栄養塩類の実態の解明			○	
底質の対策	○	○	○	
適正な土地利用計画の策定	○	○		○
動力船の使用制限	○	○		

3 水質汚濁規制

排水規制については水質汚濁防止法、上乗せ条例及び鳥取県公害防止条例による規制を行っている。水質汚濁防止法による規制は従来の75種類の事業場に昭和49年12月1日から旅館業並びに科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場が加えられ、昭和50年12月1日から排水基準の適用を受けることとなった。上乗せ条例による規制は、中海、美保湾水域（米子市、境港市、日吉津村）を適用区域とし1日の平均的な排出水の量が25m³以上の工場事業場を規制対象として、昭和48年11月1日から適用した。

排水基準は当初水質汚濁防止法の一般基準（BOD、COD平均120ppm、最大160ppm、SS平均150ppm、最大200ppm）と暫定基準（BOD、COD平均200～1,800ppm、最大160～2,300ppm、SS平均250～1500ppm、最大330～2,000ppm）とするが、昭和51年11月1日以降は一般基準を適用する。ただし、美保湾海域の汚濁負荷量の約80パーセントをしめるパルプ工場に対しては、パルプ製造業、木材化学工業について段階的に排出基準の規制を強化し、昭和52年3月からは一般基準より厳しい基準を適用することとした。

鳥取県公害防止条例による規制は、1日の平均的な排出量50m³以上の旅館業、集団給食施設についてはBOD、CODを規制項目とし、トウムかん更生業、鉄道業、自動車整備業 ガソリンステーション等については油分を規制項目とし昭和47年4月1日から規制を行っているが 旅館業については昭和50年12月1日からは水質汚濁防止法の規制を受けることとなる。

水質汚濁の発生源である工場、事業場についてみると 水質汚濁防止法で届出が義務づけられた特定事業場は998事業場（昭和49年12月1日から特定事業場となった旅館、試験研究機関等は含まない。）があるが、このうち排出水の排水基準の適用を受ける特定事業場は、カトウム等有害物質を排出する特定事業場5事業場、BOD又はCOD等の項目が規制される〔1日当たりの平均的排出水の量が50立方メートル以上（米子市、境港市、日吉津村においては1日当たりの平均的排出水の量が25立方メートル以上）〕の特定事業場は145事業場である。

鳥取県公害防止条例では、届出が義務づけられた汚水関係特定事業場（旅館

を含む)は940事業場で、このうち排出水の排水基準の適用を受ける汚水関係特定事業場は92事業場である。

水質汚濁防止法及び鳥取県公害防止条例による工場、事業場の指導状況は立入検査事業場995件、このうち水質調査事業場616件、排水基準に違反している事業場111件で違反率18パーセントとなっている。

これらの違反に対して 改善を指示した事業場が81事業場で、このうち2事業場(家畜飼養施設1 電気 キ施設1)に対して改善命令の措置を取った。

表 2 4 水質汚濁防止法の特定事業場一覧表（昭和 5 0 年 3 月 3 1 日現在）

保健所名 事業場の区分	鳥取		郡家		浜村		倉吉		米子			根雨		合計				
	届出	50m ³ 以上	届出	50m ³ 以上	届出	50m ³ 以上	届出	50m ³ 以上	届出	50m ³ 以上	25m ³ 以上	50m ³ 以上	届出	50m ³ 以上	届出	50m ³ 以上	25m ³ 以上	50m ³ 以上
1-2 家畜飼養施設	21		25		1		33		1	9			10		99		1	
2 畜産食料品製造業	5	3	6		2		7	2	10	6	1	1		31	11		1	
3 水産食料品製造業	38	4			1		16	2	67	12	11			122	18		11	
4 野菜果実の保存食料品製造業	1	1	4				9		4			1		19			1	
5 みそ、しょう油、ノース、食酢等製造業	3		2		6		12		21	1	1	1		45		1	1	
8 パン、菓子製造業、製あん業	2	1					5		5	3	2			12	4		2	
9 米菓製造業			1				4	1						5			1	
10 飲料製造業	3		10		2		13	1	14	1	3	3		45	2		3	
12 動植物油脂製造業			1						3			1		5				
16 めん類製造業	3		3		1		8	1	9			1		25			1	
17 豆腐、煮豆製造業	15		36		16		61		46			14		188				
19 紡績業、繊維製品製造業					1	1	7	2	6					14			3	
22 木材薬品処理業			1											1				
23 パルプ、紙、紙加工品製造業	2	2	21	2	33	7	1	1	1	1				58	13			
27 無機化学工業製品製造業									1	1				1			1	
46 有機化学工業製品製造業							2							2				
54 セメント製品製造業	5		8		2		8		8		1	2		33			1	
55 生コンクリート製造業	5		3				4		6		3	1		19			3	
59 砕石業	2		5				2		1			6	3	16			3	
60 砂利採取業			1				3	2						4			2	
61 鉄鋼業							1	1	2	1	1			3	2		1	
64 カス供給業	2	2							1	1				3			3	
65 酸又はアルカリによる表面処理施設	7	5					3	2	2		1			12	7		1	
66 電気メッキ施設	3	2							1					4			2	
67 洗たく業	11		13		11		37		65	1	3	6		143	1		3	
68 写真現像業	2	1												2			1	
69 と畜場							1	1	1	1				2			2	
71 自動式車輛洗浄施設	13		1				9		29	3	7	3		55	3		7	
72 し尿処理施設	7	7			1		2	2	12	12		1	1	23			22	
73 下水道終末処理施設	2	2							1	1				3			3	
74 特定事業場から排出される水の処理施設									4	3				4			3	
合計	152	30	141	2	77	8	248	193	29	48	34	51		499	111		34	

(注) 中海・美保湾水域（米子市、境港市、日吉津村）は上乘せ条例の制定により排水量 25 m³/日以上が規制の対象となっている。

表 2 5 鳥取県公害防止条例の汚水関係特定施設一覽表

(昭和 5 0 年 3 月 3 1 日現在)

保健所 排水量 汚水 関係特定施設	鳥 取		郡 家		浜 村		倉 吉		米 子		根 雨		合 計	
	届 出	50 ml 以上	届 出	50 ml 以上	届 出	50 ml 以上	届 出	50 ml 以上	届 出	50 ml 以上	届 出	50 ml 以上	届 出	50 ml 以上
旅 館	39	7	25	—	22	12	152	37	165	21	41	1	444	78
集団給食施設	9	—	9	—	3	—	15	4	19	6	3	—	58	10
ドフム缶更生業	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1	—
車輛洗淨施設	72	—	51	—	19	3	144	—	106	1	45	—	437	4
計	120	7	85	—	44	15	311	41	291	28	89	1	940	92

(注) 旅館業について昭和 4 9 年 1 1 月 3 0 日現在の施設数である。

表 2 6 工場、事業場の指導状況

区 分	立入検査 事業場 延 件 数	排水調 査事業場 延 件 数	違 反 事 業 場 延 件 数	改善指導 延 件 数	改善命令 件 数
水質汚濁防止法の工場 事業場	709	480	63	56	2
鳥取県公害防止条例の 工場、事業場	286	136	48	25	—
合 計	995	616	111	81	2

第 3 章 騒 音

第 1 節 騒音の現況

騒音は各種公害のなかでも、日常生活に特に関係の深い公害問題であるが、その発生源は多種多様であり、音量・音質・発生時間によって受ける被害も異なるため、多数の苦情（表 5 7 参照）が発生している。

昭和 4 9 年度の公害苦情件数 1 4 8 件のうち、騒音苦情は 3 8 件（2 6 %）と、昨年度の 5 2 件に比べ若干減少しているが、苦情の内容を発生源別にみると、工場騒音が大半を占めており、中でも金属加工機・印刷機、製材機・空調設備等による苦情が多く見られる。このうちターニングタワー・クレーン等のモーター音については、発生箇所が比較的、住居、商業地域内に多く、夜間もか動させるケースが多いため、特に苦情の対象となりやすいものである。この他、特定施設、特定建設作業以外の騒音としては、自動車の発着時のエンジン音、深夜における人のきょう声、飲食店等における拡声機の音、洗車機の洗車音、変わったものでは雀による農作物被害防除用の爆音等の苦情が見られる。

表 2 7 一般的な騒音レベル

騒音レベル (dB)	一般的な騒音レベル	
	音 源	状 況
140		極度の聴力障害
130		最大可聴限界
120		飛行機のエンジンの近く
110		自動車のクックション、船の機関室内
100		高速列車の近傍
90		組立工場、やかましい地下鉄
80		交通のはげしい交差点
70		電話のベル (1 m)
60		会話 (1 m)、一般の事務室内
50		普通の事務室、静かな住宅地
40		静かな図書館
30		深夜、ラジオ、テレビ放送のスタジオ内
20		人のささやき
10		木の葉の音
0		

難聴、起
 作会話能率の低下
 心理的反応 (不快感)

図 1 9 主な機械の騒音レベル

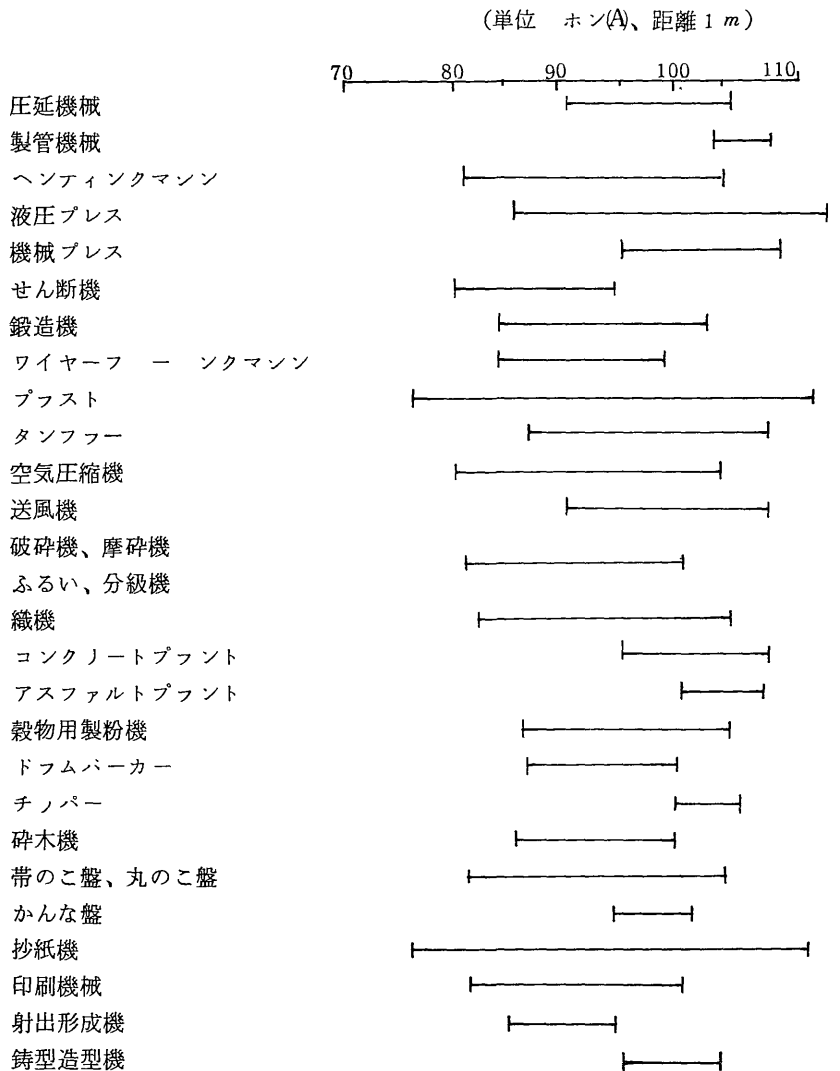
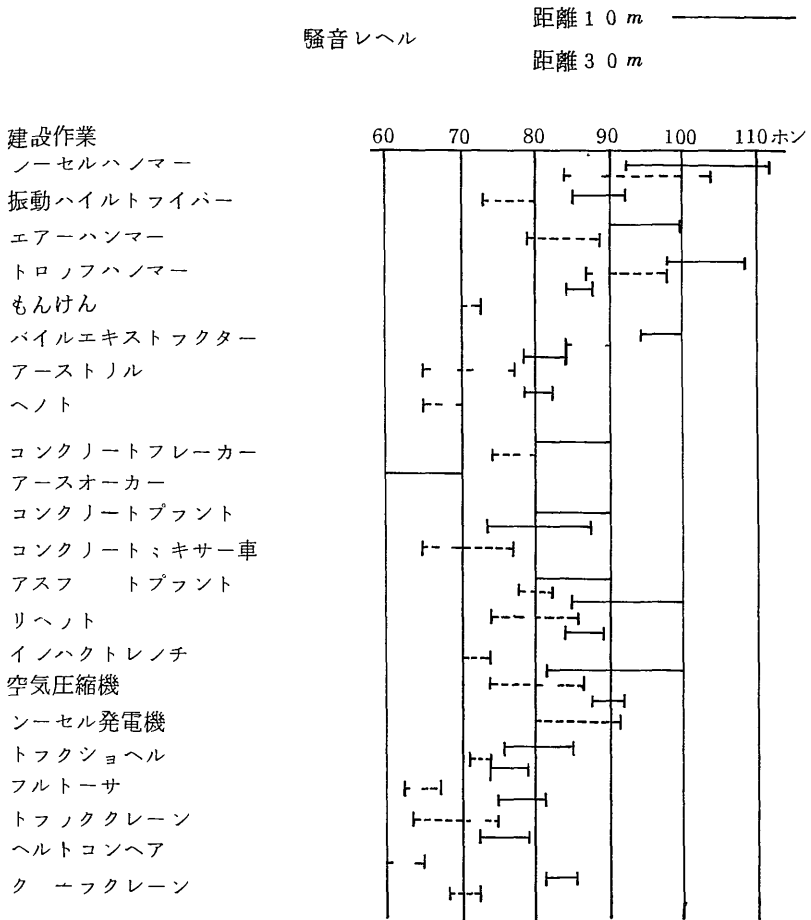


図 2 0 建設作業の騒音レベル



自動車騒音調査

49年6月、環境週間（6月5日～11日）の行事の一つとして、鳥取市、倉吉市、米子市の市街地の中心地点において、自動車排出ガス調査と併せて、自動車騒音の測定を実施した。結果は表28のとおりである。

各測定地点とも運行車両台数に比例して増減がみられるが、騒音レベルは65～75ホン(A)で、昨年調査結果（65～74ホン(A)）とほぼ同じ数値を示している。これら測定値は、交差点付近で測定したため、通常の自動車走行パターンとは異なっていることもあって、環境基準を上回ってはいるが各地点とも5回の測定値の平均値は、自動車騒音に係る許容限度を下回っている。

表28 自動車騒音測定結果

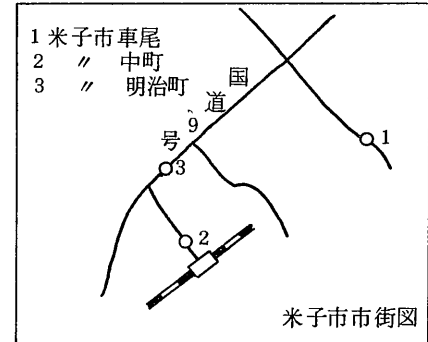
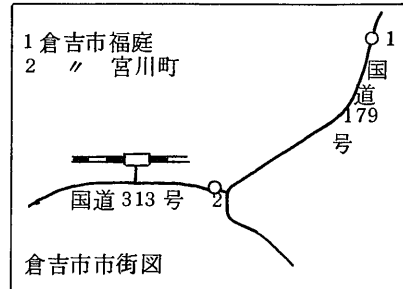
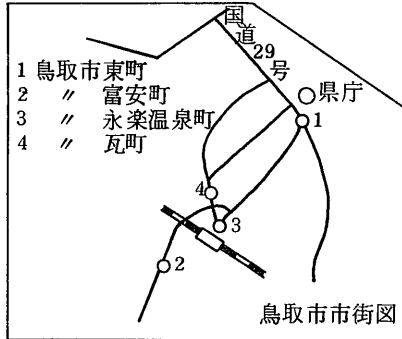
市名	測定地点	騒音レベルA中央値(ホンA)			車両数 (台/10分)	測定 年月日	
		最低	最高	平均			
鳥取市	鳥取駅前	67	70	68	156	S 49 6 10	
	日交旅行センター前	70	72	71	365		
	みかど会館前	69	72	71	175		
	鳥取県庁前	69	71	69	273		
	五蔵円前	67	70	68	133		
倉吉市	小林薬局前	69	74	70	124	S 49 6 5	
	倉吉駅前	65	69	66	106	/	
	宮川町ロータリー	69	71	69	245	6 6	
米子市	高島屋前	68	74	70	338	S 49 6 4	
	山陰合銀米子支店前	66	74	71	318		
	中国電力前	71	73	72	235		
	茶町角	66	72	68	151		6. 5
	米子駅前	69	75	71	172		

表 2 9 自動車交通量の推移 (県道路課調べ)

市名	路線名	観測地点名	自動車台数							対前回比
			昭和28年	昭和33年	昭和37年	昭和40年	昭和43年	昭和46年	昭和49年	
鳥取市	一般国道29号	鳥取市東町	—	—	—	5182	9208	13516	15131	112
	〃 53号	〃 富安町	—	—	—	7,536	10555	13134	12,776	097
	主要地方道鳥取停車場線	〃 永楽温泉町	1543	1958	4527	6,109	7853	9638	9303	097
	一般県道西町鳥取停車場線	〃 瓦町	1,619	1,850	2,878	4,159	6,095	7,065	6,096	086
倉吉市	一般国道179号	倉吉市福庭	355	435	823	2,088	4,058	6,846	7,050	103
	〃 313号	〃 宮川町	—	2,643	5,242	6,582	10,367	8,855	7,351	083
米子市	一般国道9号	米子市車尾	616	1,287	2,380	5,220	10,535	17,211	19,309	112
	〃 9号	〃 中町	—	—	—	—	12,804	16,359	18,555	113
	主要地方道米子停車場線	〃 明治町	1,612	4,676	6,231	7,866	10,354	9,536	8,033	084

備考 自動車台数は、観測日 (春季2日、秋季2日) の一日平均 (12時間) の台数である。

図 2 1 自動車台数の観測地点図



第2節 騒音防止対策

1 騒音に係る環境基準（昭和46年5月25日閣議決定）

環境基準

環境基準は、地域の類型および時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の類型	時間の区分			該当地域
	昼間	朝夕	夜間	
AA	45ホン(A)以下	40ホン(A)以下	35ホン(A)以下	環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和46年政令第159号）第2項の規定に基づき都道府県知事が地域の区分ごとに指定する地域。
A	50ホン(A)以下	45ホン(A)以下	40ホン(A)以下	
B	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下	

- (注) 1 AAをあてはめる地域は、療養施設が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とすること。
 2 Aをあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域とすること。
 3 Bをあてはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とすること。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、その環境基準は上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	時間の区分		
	昼間	朝夕	夜間
A地域のうち2車線を有する道路に面する地域	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下	45ホン(A)以下
A地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下	55ホン(A)以下
B地域のうち2車線以下の車線を有する道路に面する地域	65ホン(A)以下	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下
B地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	65ホン(A)以下	65ホン(A)以下	60ホン(A)以下

備考 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

2 法、条例による規制

(1) 騒音規制法

騒音規制法（昭和43年6月）は、当初人口概ね10万人以上の市街地について工場騒音を規制する地域を指定することとされていたため、本県では、昭和44年8月鳥取市、米子市の旧都市計画法に基づく旧用途地域を騒音規制地域としていたが、昭和45年12月法の一部改正により、人口規模とは関係なく地域指定ができること、特定建設作業騒音の規制が加えられたことにより、昭和46年6月従来指定地域をそのまま工場騒音、建設作業騒音の規制地域として告示した。

その後、両市の市街地拡大等により騒音規制地域を拡大する必要が生じたが、当時都市計画法の改正により新用途地域を指定替えする作業が進められていたため、この地域の指定をまって騒音規制地域を拡大することとし、昭和48年12月告示された新用途地域について検討を行い、昭和49年9月17日鳥取県告示第778号で新しい騒音規制地域を指定告示した。

また、倉吉市、境港市については、昭和50年5月30日鳥取県告示第476号で規制地域を指定し告示した。

規制地域の指定及び規制基準の設定の概要は次のとおりである

騒音規制法による規制地域及び特定工場等の規制基準

(鳥取市・米子市 鳥取県告示第778号「昭和49年9月17日」)
(倉吉市・境港市 " " 第476号「昭和50年5月30日」)

1 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域

4市の区域の都市計画用途地域

(ただし、米子市の両三柳地区、境港市の福定町、高松町、新屋町、森岡町、西森岡、東森岡、軒屋の一部地域については、用途地域外ではあるが騒音防止上規制が必要な地域として指定されている。)

備考 鳥取市都市計画用途地域 (鳥取県告示第1041号昭和48年12月25日)
米子市 " " (" " 1040号昭和48年12月25日)
境港市 " " (" " 1041号昭和48年12月25日)
倉吉市 " " (倉吉市告示第21号昭和50年3月31日)

2 特定工場等において発生する騒音についての規制基準

区域の区分	時間の区分	朝	夕	夜
	昼間	間	間	間
	〔午前8時から 午後7時まで〕	〔午前6時から 午前8時 午後7時 午後10時まで〕	〔午前8時から 午後7時まで〕	〔午後10時から 翌日の午前6時まで〕
第1種区域	50 ホン	45 ホン		45 ホン
第2種区域	60 ホン	50 ホン		45 ホン
第3種区域	65 ホン	65 ホン		50 ホン
第4種区域	70 ホン	70 ホン		65 ホン

(参考) 騒音規制の区域の区分と用途地域との関係

騒音規制法に基づく 工場騒音規制の区域の区分	都市計画法に基づく用途地域の区分	
	旧用途地域	新用途地域
第1種区域 良好な住居の環境を保全 するため、特に静穏の保 持を必要とする区域	(住居専用地区)	第1種住居専用地域
		第2種住居専用地域
第2種区域 住居の用に供されている ため静穏の保持を必要と する区域	住居地域	第2種住居専用地域
		住居地域
第3種区域 住居の用にあわせて商業 工業等の用に供されてい る区域であって、その区 域内の住民の生活環境を 保全するため騒音の発生 を防止する必要がある地域	商業地域	近隣商業地域
		商業地域
	準工業地域	準工業地域
第4種区域 主として工業等の用に供 されている区域であって その区域内の住民の生活 環境を悪化させないため 著しい騒音の発生を防止 する必要がある地域	工業地域	工業地域
		(工業専用地区)

(境港市には、第1種区域の該当区域はない。)

騒音規制法による特定施設及び特定建設作業は表30のとおりである。

表30 騒音規制法に基づく特定施設及び特定建設作業の届出数

(1) 特定施設の種別届出件数

(鳥取市・米子市：昭和50年3月末現在)

種 類	市 名		鳥取市	米子市	境港市 倉吉市
1 金 属 加 工 機			120	181	現 在 届 出 作 業 中
2 空 気 圧 縮 機 等			148	78	
3 土 石 用 破 碎 機 等			13	0	
4 織			0	0	
5 建 設 用 資 材 製 造 機 械			1	13	
6 穀 物 用 製 粉 機			0	0	
7 木 材 加 工 機 械			48	102	
8 抄 紙 機			1	0	
9 印 刷 機 械			103	49	
10 合 成 樹 脂 用 射 出 成 型 機			8	0	
11 鑄 型 造 型 機			2	42	
計			444	465	
届 出 工 場 事 業 場			79	97	

(2) 特定建設作業の種別届出件数

種 類	市 名		鳥取市	米子市	境港市 倉吉市
1 く い 打 機 等 を 使 用 す る 作 業			12	21	現 在 届 出 作 業 中
2 び う 打 機 を 使 用 す る 作 業			0	0	
3 さ く 岩 機 を 使 用 す る 作 業			3	4	
4 空 気 圧 縮 機 を 使 用 す る 作 業			0	2	
5 コ ン ク リ ー ト プ フ ン ト 等 を 設 け て 行 う 作 業			0	1	
6 破 碎 機			0	4	
計			15	32	

(2) 公害防止条例

近時、ビル等の増加に伴い冷房用のクーリノクタワーの騒音が問題となってきたので、これを公害防止条例によって昭和47年4月1日から規制することとし、基準値は騒音規制法に準拠した。

鳥取県公害防止条例による騒音関係特定施設の規模

施設名	規 模
クーリノクタワー	送風機の原動機の定格出力が0.7キワト以上のものに限る。

鳥取県公害防止条例に基づく騒音関係特定施設届出数

(昭和50年3月末現在)

施設名	市 名		
	鳥 取 市	米 子 市	計
クーリノクタワー	85	108	193
届 出 事 業 場	19	69	118

また、深夜の静穏を保持するため、全県下の工場、事業場等のすべての事業活動に伴う深夜（午後10時から翌日の午前6時まで）の騒音を昭和47年4月1日から規制することとした。事業活動すなわち、物の製造、加工に伴って発生する騒音のほか、例えば飲食店を営むことによって発生する音楽放送、ハノト演奏及びきょう声などの騒音も含めて規制されることとなった。

鳥取県公害防止条例による深夜騒音の規制基準

区 域 の 区 分	基 準 値
1 騒音規制法第3条第1項の規定に基づいて指定された第3種区域及び知事が別に定める区域	50ホン
2 騒音規制法第3条第1項の規定に基づいて指定された第4種区域及び知事が別に定める区域	65ホン
3 1及び2に掲げる区域以外の区域	45ホン